

厚生労働省 岐阜労働局発表
平成23年4月28日（木）

担 当	岐阜労働局 職業安定部	
	職業安定課長	水谷 賢二
	職業紹介係長	水端 盛仁
	電話	058-245-1311
	FAX	058-245-3105

～雇用保険を受給できない（受給が終了した）方や

就職が決まらないまま卒業された方へ～

「基金訓練コース」のお知らせ！

県内の雇用失業情勢は、平成23年3月の有効求人倍率（季節調整値）が0.76倍となり、依然として低水準にあります。

このような状況下、「緊急人材育成・就職支援基金」による事業として、就職が決まらないまま卒業された方、フリーターやパートタイマーなどで雇用保険に加入していなかった方、雇用保険の受給が終了してしまった方も、ハローワークの受講勧奨により無料で受講できる職業訓練（通称「基金訓練」）が実施されています。さらに、一定の要件に該当すれば、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」の支給が受けられ、それら支援策利用に関する相談や申込みを各ハローワークで受付しています。

つきましては、現在受講者を募集中の基金訓練コースを、下記のとおりお知らせします。

記

- 募集科名、募集期間、訓練期間、開催地等は、裏面一覧のとおりです。
- 基金訓練制度の案内リーフレット
- 基金訓練コース等については、以下の方法でもお知らせしています。
 - ① 岐阜労働局ホームページ (<http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/>)に掲載
 - ② 各ハローワークでチラシを掲示及び窓口配布

◎現在募集中の基金訓練(開催地が岐阜県内の訓練)

開講年月 年月	募集科名	訓練実施機関名	定員	募集期間 (上段:開始/下段:終了)	選考日	訓練期間 (上段:開始/下段:終了)	開催地	訓練コース
平成23年 6月	ビジネスパソコン基礎科	株式会社 ユニテックキャリアサポート	25名	平成23年04月01日 平成23年05月09日	平成23年05月11日	平成23年06月03日 平成23年08月31日	大垣市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 6月	WEBスペシャリスト科	ピーシーアシスト株式会社 WINスクール	15名	平成23年04月01日 平成23年05月13日	平成23年05月16日	平成23年06月13日 平成23年10月07日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 6月	トータルビューティ科	株式会社 SKオリジナル	30名	平成23年04月01日 平成23年05月06日	平成23年05月11日	平成23年06月06日 平成23年12月07日	可児市	実践演習コース
平成23年 6月	ビジネスPC活用 簿記会計養成科	株式会社 アンクル	20名	平成23年04月06日 平成23年05月09日	平成23年05月13日	平成23年06月10日 平成23年12月09日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 6月	ITビジネス基礎訓練科	デジタル屋YAEGAKI	20名	平成23年04月13日 平成23年05月31日	平成23年06月03日	平成23年06月29日 平成23年09月16日	郡上市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 6月	カラー・フラワーデザイン科	株式会社 ケイ・プランニング	20名	平成23年04月18日 平成23年05月17日	平成23年05月19日	平成23年06月13日 平成23年09月14日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 5月	パソコン上級科 <2次募集>	株式会社 電算システム	15名	平成23年04月18日 平成23年05月10日	平成23年05月11日	平成23年05月20日 平成23年09月14日	大垣市	実践演習コース
平成23年 6月	ファッションリフォーム科	学校医法人 飯原学園	10名	平成23年04月20日 平成23年05月19日	平成23年05月24日	平成23年06月20日 平成23年12月19日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 8月	総務・一般事務科	山形総合研究所	15名	平成23年04月20日 平成23年06月20日	平成23年06月23日	平成23年08月01日 平成23年10月28日	大垣市	実践演習コース
平成23年 5月	建設安全管理者養成科 <2次募集>	株式会社 那加自動車教習場	7名	平成23年04月21日 平成23年05月04日	平成23年05月05日	平成23年05月16日 平成23年08月15日	各務原市	実践演習コース
平成23年 6月	ITビジネススキル総合科	株式会社 アビバ (オーキッドパーク校)	12名	平成23年04月25日 平成23年05月20日	平成23年05月25日	平成23年06月20日 平成23年09月16日	岐阜市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 6月	ITビジネススキル総合科	株式会社 アビバ (多治見校)	15名	平成23年04月25日 平成23年05月20日	平成23年05月25日	平成23年06月20日 平成23年09月16日	多治見市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 6月	医療事務総合サービス科	株式会社日本教育クリエイト (多治見教室)	30名	平成23年04月28日 平成23年06月02日	平成23年06月03日	平成23年06月28日 平成23年09月26日	多治見市	実践演習コース
平成23年 6月	介護職員基礎研修科	テントメール株式会社	30名	平成23年04月26日 平成23年05月25日	平成23年05月30日	平成23年06月23日 平成23年12月22日	岐阜市	実践演習コース

雇用保険を受給できない（受給が終了した）みなさまへ

無料の職業訓練と訓練期間中の生活保障

～「緊急人材育成支援事業」のご案内～

生活費の支給（単身者は月10万円、扶養家族がいる方は月12万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができます。（「緊急人材育成・就職支援基金」による事業です。）

受講料
無料

■ 新たに実施している職業訓練（通称『基金訓練』）

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが実施している、以下の内容の職業訓練です（中央職業能力開発協会の認定を受けた職業訓練）。

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）の基礎的な能力を習得するための3か月程度の訓練
- 2 医療、介護・福祉、ITなどの分野で求められる基本能力から実践能力までを習得するための3か月～1年程度の訓練
- 3 社会教育、環境保全などの社会的事業等分野で就職したり、事業の担い手となるために必要な技能を習得するための3か月～1年程度の訓練

※ テキスト等実費については、自己負担になります。

■ 訓練期間中の生活保障のための給付 『訓練・生活支援給付金』

雇用保険を受給できない方（受給が終了した方を含む）が、ハローワークのあっせんにより、基金訓練や公共職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として『訓練・生活支援給付金』が支給されます。

支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の金額が支給されます。（※）

返済
不要

扶養家族のいる方	12万円
上記以外の方	10万円

※ 訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

訓練・生活支援給付金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方（※1）
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）（※2）
- 申請時点で年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※1 現在、既に公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

※2 平成21年3月から平成23年9月末までに卒業し就職未決定の方を除く。

訓練の受講から給付金受給までの手続きについては裏面もご覧ください。

■ 訓練の受講から訓練・生活支援給付の受給までの手続き等

1 基金訓練の訓練コースの情報はハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご覧いただけます。

2 受講を希望する訓練があった場合、ハローワークにおいてご相談のうえ、「受講申込書」を受け取ってください。

※基金訓練受講のためには一定の手続きを経る必要があり、また、再就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合には、希望した職業訓練を受講できない場合があります。

3 「受講申込書」を訓練施設に送付し、選考（面接・筆記試験など）を受けてください。

4 訓練施設から合格通知が届いたら、住所・居所を管轄するハローワークで「受講勸奨書」を受け取り、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請に必要な書類を提出してください。

※ハローワークの所在地は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>) でご覧いただけます。また、詳しい申請書類の内容や申請手続きは、ハローワークにおいてご案内しています。

5 毎月の訓練・生活支援給付の支給申請は訓練開始後、訓練施設を通じて行います。

■ 訓練・生活支援給付だけでは生活費が不足する場合は

訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、労働金庫(ろうきん)における貸付（訓練・生活支援資金融資：被扶養者のいる方は8万円、それ以外の方は5万円を上限）を利用することができます。

また、訓練修了6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をした場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

問い合わせ先：都道府県労働局職業安定部・ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省職業能力開発局能力開発課

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/houryoku/index.html>

中央職業能力開発協会

<http://www.javada.or.jp/kikin/index.html>